

## 新建設業管理システム開発業務委託に関する契約書（案）

委託業務の名称 新建設業管理システム開発業務委託  
委託の期間 令和8年 月 日から令和10年3月31日まで  
委託料の額 金 円  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）  
契約保証金 〇〇〇〇

上記の委託業務について、発注者「福島県」を甲とし、受注者「〇〇〇」を乙とし、次の各条項により委託契約を締結する。

### （委託業務の仕様等）

- 第1条 乙は、この契約書に定めるもののほか、別途定める仕様書に従い、上記の委託業務を履行しなければならない。また、乙は、この仕様書に明示した成果品（以下「成果品」という。）を甲に提出しなければならない。
- 2 仕様書に明示されないもので必要な事項については、甲乙協議の上定める。その他軽微なものについては甲の指示に従うものとする。

### （権利義務譲渡の禁止）

- 第2条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を、第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、甲の書面により承認を得た場合は、この限りでない。

### （再委託の禁止）

- 第3条 乙は、本件業務を第三者に業務の全部又は一部（主たる部分に限る）を再委託してはならない。ただし、業務の一部（主たる部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、甲の承認を得なければならない。
- 2 乙は、前項ただし書の規定により甲に承認を求める場合は、再委託の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法等を書面で甲に提出しなければならない。

### （目的外使用の禁止）

- 第4条 乙は、本件業務の履行により委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。

### （資料等の提供及び返還）

- 第5条 甲は、乙に対し委託業務の履行に必要な資料、情報、機器等（以下「資料等」という。）を無償で貸与、開示等を行い、提供するものとする。
- 2 乙は、委託業務の履行上不要となった資料等があるときは、これを遅滞なく甲に返還する。

### （資料等の管理）

- 第6条 乙は、甲から提供を受けた資料等を善良な管理者の注意義務をもって管理する。
- 2 乙は、甲から提供を受けた資料等を甲の事前の書面による承認を得ず、複写若しくは複製をし、又は委託業務の作業場所から持ち出してはならない。

(主任担当者の通知等)

第7条 甲及び乙は、委託業務の履行のために連絡、確認等を行う主任担当者をそれぞれ1名ずつあらかじめ定め、書面をもって相手方に通知する。また、主任担当者の変更があった場合は、直ちに相手方に対して、書面をもって通知するものとする。

- 2 甲及び乙は、相手方からの要請、指示等の受理、相手方への依頼等を行う場合は、原則としてこの主任担当者を通じて行うものとする。
- 3 甲は、乙の主任担当者及び委託業務に従事する者のうち、業務の履行について著しく不相当だと認められる者があるときは、乙に対しその交代その他必要な措置を求めることができる。

(定期協議の実施)

第8条 甲及び乙は、委託業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、その他委託業務の履行のために必要な事項を協議するため、定期的に協議を行うものとする。

- 2 乙は、必要に応じて、委託業務の直接利用者等、必要な甲の職員を会議に出席させるように甲に要請することができるものとし、甲はこれに応じるものとする。

(事故等の報告)

第9条 乙は、成果品の納入前に事故が生じたときは、直ちにその旨を報告するとともに、速やかに応急措置を加えたのち、遅滞なく書面をもって甲に詳細な報告をしなければならない。

(運搬責任)

第10条 委託業務に係る支給用品、資料等及び納入すべき成果品の運搬は、別に定めるもののほか乙の責任で行うものとし、その経費は、乙の負担とする。

(検査及び終了)

第11条 乙は、委託業務が完了したときは、甲に対して遅滞なく成果品及び成果品目録を添えた委託業務完了届により、通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受理した日から起算して10日以内に提出された成果品について検査を行うものとする。
- 3 乙は、前項の規定による検査の結果不合格になり、成果品について補正を命じられた場合は、速やかに当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合、甲は、成果品の提出期限を改めて指定し、また、再検査の期日については、前項の規定を準用する。
- 4 前項において発生する経費は、すべて乙の負担とする。
- 5 すべての成果品が検査に合格した日をもって、委託業務の終了とする。この場合、甲はその旨書面をもって乙に通知する。
- 6 検査期間内に検査合格の通知がない場合において、甲から書面による異議の申し出がないときは、検査は合格したものとみなす。
- 7 乙は、検査の結果合格した成果品を甲へ引き渡すものとする。また、前項の規定により、検査に合格したとみなす成果品についても同様とする。

(委託料の支払い)

- 第12条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、適法な請求書により、甲に対して委託料を請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による支払請求があったときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(契約内容の変更等)

- 第13条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は成果品の納入を中止させることができる。この場合において、甲及び乙が変更等の内容が契約に定める金額、履行期限及びその他契約条件に影響を及ぼすと判断したときは、変更契約を締結するものとする。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙が甲に対して損害賠償を請求することができる。この賠償額は、甲乙協議の上定める。

(事情変更による契約内容の変更)

- 第14条 契約締結後において、天災事変その他不測の事故又は経済情勢の激変により、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、甲又は乙は、その実情に応じ相手方と協議の上、契約金額、履行期限その他契約の内容を変更することができる。

(談合による損害賠償)

- 第15条 甲は、この契約に関して乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第16条及び第17条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。
- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(協議解除)

- 第16条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

(甲の解除権)

- 第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 着手期日を過ぎても、正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
- (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の検査の実施に当たり、検査を行う者の指示に従わないとき、又はその職務を妨害したとき。
- (4) 監督官庁から許可の取消、又は営業の停止を受けたとき。
- (5) 第3条、本文の規定に違反したとき。
- (6) 前各号のいずれかに該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。
- (7) 契約の相手方が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者をいう。)に契約代金債権を譲渡したとき。
- (8) 第18条第1項の規定によらず契約の解除を申し出たとき。
- (9) 契約の相手方が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等(契約の相手方が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
  - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - キ 契約の相手方が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、契約権者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (10) 業務に関する個人情報について、乙による取り扱いが著しく不適切であると甲が認めたとき。

#### (乙の解除権)

第18条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第14条第1項の規定により、甲が成果品の納入を中止させ、又は中止させようとする場合において、その中止期間が3カ月以上に及ぶとき、又は契約期間の2分の1以上に及ぶとき。
- (2) 第14条第1項の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、契約金額が3分の2以上減少するとき。

(3) 甲が契約に違反し、その違反により成果品の納入が不可能になったとき。

2 甲は、乙が前項の規定により契約を解除する場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この賠償額は、甲乙協議の上定める。

(契約解除の場合における既納物件の取扱い)

第19条 第16条、第17条及び第18条の規定により契約が解除された場合において、成果品の履行部分があるときは、甲は、当該履行部分を検査のうえ、相当と認める金額を支払い、その引き渡しを受けることができる。

(契約解除の場合における資料等の返還)

第20条 第16条、第17条及び第18条の規定により契約が解除されたときは、乙は委託業務の履行に用いたすべての支給用品、資料等を速やかに甲に返還しなければならない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第21条 甲が第17条の規定によりこの契約を解除したとき、又は乙の責に帰すべき事由によりこの契約がその効力を失ったときは、乙は、委託金額の10分の1に相当する額の違約金を甲に支払わなければならない。なお、甲は検査に合格した既納部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を違約金の算定に当たり契約金額から控除する。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に規定する「乙の責に帰すべき事由によりこの契約がその効力を失ったとき」とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(一般的損害)

第22条 成果品の引き渡し前に生じた成果品、資料等及び処理過程で発生した発生品についての損害は、甲の責に帰すべき場合を除き、乙の負担とする。

2 甲は、甲及び乙の責に帰すことができない事由により生じた損害で、乙が善良な管理者の注意義務を怠らなかつたと認めるときは、損害額を認定し、その一部を負担することができる。

(第三者に及ぼした損害)

第23条 この契約の履行に関して、第三者に対して損害を及ぼした場合は、乙がその賠償の責を負う。ただし、その損害が乙の責に帰すことができない場合は、その負担について、甲乙協議の上定める。

(機密保持義務)

第24条 甲及び乙は、相手方の書面による承認を得ず、本契約に関連して知り得た相手方固有の機密を、本契約期間はもとより、本契約終了後も第三者に対して開示、漏洩してはならない。な

お、甲及び乙は、機密情報を相手方に開示するときは、機密である旨の表示を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除く。

- (1) 開示の時点で、既に公知のもの、又は開示後情報を受領した当事者の責によらず公知となったもの。
- (2) 甲又は乙が開示を行った時点で既に相手方が保有しているもの。
- (3) 第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
- (4) 相手方から開示後に作成されたもので、相手方からの情報によらないもの。

#### (個人情報の保護)

第25条 乙は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報を扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

#### (契約不適合責任)

第26条 委託業務の終了後、成果品の欠陥又は確定された仕様との不一致が発見された場合は、甲は乙に対し、相当の期間を定めて無償でその修補を請求し、又は修補とともに損害賠償を請求することができる。ただし、当該欠陥又は不一致が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は修補を請求することができない。

- 2 甲が前項の規定による欠陥又は不一致に関する修補又は損害賠償の請求を行うことができる期間は、第11条第5項及び第6項の規定による委託業務の終了日から起算して、3年間とする。

#### (権利の帰属)

第27条 本件成果物に関する権利(著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。)は、甲より乙に委託料が完済されたときに乙から甲へ移転する。

- 2 本件成果中、甲又は乙が従来から所有していたルーチン、モジュール等の権利は、それぞれ甲又は乙に帰属する。
- 3 委託業務の履行に当たり新規に開発されたルーチン、モジュール等については、甲と乙の共有とし、甲又は乙は相手方の了承なしに自由に使用できるものとする。
- 4 乙は、委託業務の履行に当たり発生した著作権について、甲から権利移転に関する登録の請求があったときは、速やかに応じなければならない。
- 5 乙は、委託業務の履行に当たり作成されたプログラム及びドキュメントに関する著作者人格権を有する場合においても、甲及び甲の指定する者に対してこれを行行使しない。
- 6 委託業務の履行に当たり発生した工業所有権を受ける権利について、乙に帰属する権利を甲へ移転する場合は、甲乙協議の上定める。
- 7 甲は著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号、又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために仕様書で指定する物件(以下「契約目的物」という。)の改変を行うことができるものとする。

#### (違約金の徴収)

第28条 乙がこの契約に基づく遅延利息又は賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から委託料支払日まで財務大臣が決定した割合で計算した利息(当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未

満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。)を付した額と、甲の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは、追徴する。

2 甲は、前項の規定により追徴する場合は、乙から遅延日数につき財務大臣が決定した割合で計算した額の違約金を徴収する。

(合意管轄裁判所)

第29条 本契約に関し訴訟の必要が生じた場合は、甲の本庁舎所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

(契約書作成の費用)

第30条 この契約書及びこの契約を履行するために必要な書類等の作成に要する費用は、乙の負担とする。

(受託者の義務)

第31条 乙は、本件業務の履行について法律上事業主としてのすべての責任を負うものとする。

2 乙は、その使用人に対し労働基準法、及びその他労働関係法令上、使用者としてのすべての義務を負うものとする。

(疑義についての協議)

第32条 この契約書の各条項若しくは仕様書の解釈について疑義が生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書に定めのない事項については、甲及び乙は、信義誠実の原則に従い協議の上定める。

上記の契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 福島県福島市杉妻町2-16  
福島県  
福島県知事 内堀 雅雄

乙